

平成17年度(平成18年3月31日現在)貸借対照表

ア ク サ 生 命 保 険 株 式 会 社

代表取締役社長 ポール・サンブソン

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	34,281	保険契約準備金	3,890,540
現 金	13	支 払 備 金	31,636
預 貯 金	34,268	責 任 準 備 金	3,817,610
コ ー ル ロ ー ン	47,664	契 約 者 配 当 準 備 金	41,293
債券貸借取引支払保証金	155,325	代 理 店 借	1,325
金 銭 の 信 託	735,105	再 保 険 借	3,642
有 価 証 券	3,313,401	そ の 他 負 債	379,541
国 債	396,674	債券貸借取引受入担保金	187,162
社 債	7,296	借 入 金	69,447
株 式	186,186	未 払 法 人 税 等	259
外 国 証 券	2,652,669	未 払 金	6,355
そ の 他 の 証 券	70,573	未 払 費 用	13,172
貸 付 金	180,477	前 受 収 益	232
保 険 約 款 貸 付	57,804	預 り 金	15,220
一 般 貸 付	122,672	預 り 保 証 金	33,413
不 動 産 及 び 動 産	23,547	金 融 派 生 商 品	52,459
土 地	12,324	仮 受 金	1,819
建 物	10,324	退 職 給 付 引 当 金	36,206
動 産	898	価 格 変 動 準 備 金	12,277
代 理 店 貸	10	負 債 の 部 合 計	4,323,535
再 保 険 貸	8,288	(資本の部)	
そ の 他 資 産	83,533	資 本 金	60,500
未 収 金	25,288	資 本 剰 余 金	124,151
前 払 費 用	1,251	資 本 準 備 金	124,151
未 収 収 益	11,225	利 益 剰 余 金	19,522
預 託 金	2,958	当 期 未 処 分 利 益	19,522
金 融 派 生 商 品	34,671	(当期純利益)	(50,016)
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	1,061	株 式 等 評 価 差 額 金	98,720
仮 払 金	385		
ソ フ ト ウ ェ ア	4,407		
そ の 他 の 資 産	2,282		
繰 延 税 金 資 産	46,682	資 本 の 部 合 計	302,894
貸 倒 引 当 金	1,882	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	4,626,429
投 資 損 失 引 当 金	5		
資 産 の 部 合 計	4,626,429		

[注記]

1. 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的の有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）によっています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理していません。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっています。
3. 不動産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）及び動産の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法によっています。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しています。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

6. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、取引所の相場のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しています。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しています。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11

年1月22日企業会計審議会)に従い、一部の外貨建資産に対する外貨建金利変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、株式に対する価格変動リスクと外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っています。その他、一部の外貨建資産に対する金利変動リスクのヘッジとして、時価ヘッジを行っています。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっています。

10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しています。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しています。

・アクサ グループライフ生命より継承した契約

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

・その他の契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づく5年チルメル式

13. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

14. (1) 平成13年4月26日、アクサ保険サービス株式会社より営業権の一部を458百万円で譲り受けました。当期末に当該営業権の償却を完了しています。

(2) 営業権については商法の規定により5年間で每期均等額を償却しています。

15. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、資産・負債の金利リスク管理を目的として、「株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険」のうち、予定利率市場連動型年金保険契約に係る責任準備金(外貨建)を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表計上額は、31,780百万円、時価は30,578百万円です。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,529百万円です。なお、それぞれの内訳は以下の通りです。

貸付金のうち、破綻先債権額は393百万円、延滞債権額は1,991百万円です。

なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸

付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は118百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、金銭贈与、代物弁済の受入れなど）を実施した貸付金です。

17. 不動産及び動産の減価償却累計額は、38,380百万円です。
18. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は66,888百万円です。なお、負債の額も同額です。
19. 保険業法施行規則第17条の3第1項3号に規定する純資産の額は77,166百万円です。
20. 支配株主に対する金銭債権の総額は8,557百万円、金銭債務の総額は76,747百万円です。
21. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。
22. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

前年度末現在高	- 百万円
当年度契約者配当金支払額	6,519 百万円
利息による増加等	38 百万円
その他による増加額（注）	42,132 百万円
契約者配当準備金繰入額	5,642 百万円
当年度末現在高	41,293 百万円

（注）アクサグループライフ生命保険株式会社との合併により受け入れた額です。
23. 担保に供されている資産の額は174,239百万円です。また、担保付債務の額は4百万円です。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、221,377百万円です。
25. 消費貸借契約により借り入れている有価証券の当年度末における時価は、245,992百万円です。
26. 親会社アクサ ジャパン ホールディング株式会社からの借入金13,000百万円に関する、平成14年9月27日付債務免除契約には解除条件が付されています。
27. 責任準備金は、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金8,712百万円を含んでいます。

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 69,443 百万円を含んでいます。
29. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 833 百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。
30. 保険業法第 259 条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 11,106 百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。
31. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	37,441 百万円
年金資産	1,509 百万円
未積立退職給付債務 (+)	35,932 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	686 百万円
未認識数理計算上の差異	958 百万円
未認識過去勤務債務	1 百万円
貸借対照表計上額純額 (+ + +)	36,206 百万円
前払年金費用	-
退職給付引当金	36,206 百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.05%
期待運用収益率	1.25%
会計基準変更時差異の処理年数	15 年
数理計算上の差異の処理年数	8 年
過去勤務債務の額の処理年数	8 年

32. 保有する不動産について、信託方式による不動産の証券化を行い、その信託受益権を資産流動化を目的として設立した特別目的会社に譲渡しています。譲渡金額及び特別目的会社への出資金額は預り金に計上しており、その額は当年度末においてそれぞれ 18,656 百万円及び 3,656 百万円です。
なお、本件に関する処理は、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に関する譲渡人の会計処理に関する実務指針」(平成 12 年 7 月 31 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 15 号)に基づき金融取引として処理しています。

- 3 3 . 繰延税金資産の総額は 113,864 百万円、繰延税金負債の総額は 56,138 百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 11,043 百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、有価証券減損 48,916 百万円、税務上の繰越欠損金 20,154 百万円、退職給付引当金 13,110 百万円、不動産減損 9,493 百万円、危険準備金 7,751 百万円、価格変動準備金 4,445 百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は株式等評価差額金 56,038 百万円です。当期における法定実効税率は 36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税務上の繰越欠損金の利用 36.59%、評価性引当額の増加 2.06%によるものです。
- 3 4 . 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同令第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額は 214 百万円、同令第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 303 百万円です。

平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	684,394
	保険料等収入	555,434
	再保険収入	546,251
	資産運用収益	9,183
	利息及び配当金等収入	114,078
	預貯金利息	67,358
	有価証券利息・配当金	95
	貸付金利息	61,788
	不動産賃貸料	2,992
	その他利息配当金	2,020
	金銭の信託運用益	461
	有価証券売却益	8,220
	有価証券償還益	28,904
	その他運用益	2
	特別勘定資産運用益	25
	その他経常収益	9,568
	年金特約取扱受入金	14,880
	保険金据置受入金	1,882
	業務受託料収入	7
	その他の経常収益	12,951
	39	
損益の部	経常費用	623,931
	保険金等支払金	263,447
	保年給	52,889
	解約返戻金	16,392
	その他の返戻金	67,887
	再保険料	109,063
	責任準備金等繰入額	8,132
	支払準備金繰入額	9,082
	責任準備金繰入額	239,331
	契約者配当金積立利息繰入額	2,239
	資産運用費用	237,053
	支払証書利息	38
	有価証券売却損	20,864
	有価証券評価損	2,939
	有価証券償還損	283
	金融派生商品費用	9
	為替差損	18
	貸倒引当金繰入額	14,972
	投資損失引当金繰入額	1,479
	貸付用不動産等減価償却費用	23
その他の運用費用	3	
事業費用	198	
その他の経常費用	936	
	92,225	
保険金据置支払金	8,062	
減価償却費	1	
退職給付引当金繰入額	4,215	
営業権償却	2,243	
その他の経常費用	1,499	
	91	
	10	
経常利益	60,463	
特別利益	0	
不動産等処分利益	0	
特別損失	2,909	
不動産等処分損失	217	
減価償却準備金繰入額	1	
	2,690	
契約者配当準備金繰入額	5,642	
税法引前当期純利益	51,911	
法人税及び住民税調整額	259	
当期純利益	1,635	
前期繰越利益	50,016	
前期繰越損失	30,494	
当期繰越利益	19,522	

[注記]

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 12,598 百万円、外国証券 16,305 百万円です。
2. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 283 百万円です。
3. 有価証券評価損の内訳は、株式 9 百万円です。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 44 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 4 百万円です。
5. 1 株当たりの当期純利益は 241,623 円 94 銭です。
6. 再保険収入は、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入 2,686 百万円、及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額 3,381 百万円等を含んでいます。
7. 再保険料は、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額等 6,219 百万円を含んでいます。
8. 退職給付費用の総額は 3,104 百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。

勤務費用	2,602 百万円
利息費用	433 百万円
期待運用収益	16 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	76 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	9 百万円
過去勤務債務の費用処理額	0 百万円

9. 業務受託料収入の主なものは、アクサ グループライフ生命保険株式会社との業務受託契約による 12,508 百万円です。
10. 当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日）を適用しています。これにより、税引前当期純利益は 1 百万円減少しています。減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しています。
なお、当期末における固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりです。

(1) 資産のグルーピングの方法

保険営業の用に供している不動産等については、保険営業全体で 1 つの資産グループとしています。また、その他の賃貸不動産等及び売却予定不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしています。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により収益性が低下した賃貸不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の内訳

用途	種類	場所	減損損失（百万円）		
			土地	建物等	計
賃貸不動産等	土地及び建物等	鹿屋市	-	1	1

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額とし、売却予定不動産等については正味売却価額としています。

なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを不動産鑑定評価に基づく還元利回り（13.5%）で割り引いて算定しています。

また、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しています。